

国立メディア芸術総合センター(仮称)の基本計画の策定に向けて (案)

当設立準備委員会としては、今後、次のような方針で、基本計画の策定に当たるものとする。

1. 施設の必要性と機能

これまでの当設立準備委員会の議論において、国立メディア芸術総合センター(仮称)の果たすべき機能として、

- ①ライブラリーとしての機能に加え、ショールームの機能が重要。
- ②「原稿の寄託をしたい」といった意見も多く、作品を後世に継承するアーカイブ機能を持つべき。

- ③産官学の連携を活かした人材養成機能を持つべき。

など積極的な意見が相次ぎ、政策の必要性・重要性自体について、異論はなかった。

今後、各委員及び広く国民から寄せられた提案を踏まえ、展示、収集・保存、人材育成、調査研究等各機能ごとの具体的な事業内容とそれを実現するための施設内容・規模、管理運営方法などを盛り込んだ「基本計画」を策定する。

2. 施設の建設形態等

その際、国会等における指摘も踏まえ、国立メディア芸術総合センター(仮称)の設置に当たっては、ソフトの充実を重視することとし、幅広い意見・提案を受け入れ、対応していくこととする。

具体的には、

- ①施設の建設形態については、お台場における建物の新設にこだわらず、既存の施設の改修や合築等を含めて、我が国のメディア芸術の発信拠点としてふさわしい立地、形態を柔軟に検討する。
- ②事業内容については、経済産業省や外務省等との連携協力を進め、コンテンツ産業の振興、文化外交の進展に資するような内容とする。

方向で、検討を進める。

平成21年7月17日

国立メディア芸術総合センター(仮称)設立準備委員会